

2026 年 7 月 21 日

株 主 各 位

広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号
第 1 ウエノヤビル 6F
株式会社アクアライン
代表取締役社長 楯 広長

臨時株主総会招集ご通知の一部訂正に関するお知らせ

2026 年 7 月 22 日開催予定の当社臨時株主総会の招集に際して電子提供措置を開始しております「臨時株主総会招集ご通知」の記載事項について、下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

第 3 号議案「定款一部変更の件」に含まれていた株式譲渡制限規定の新設については、株式併合の効力発生後に改めて株主総会に付議することが適切であると判断いたしました。これに伴い、株式譲渡制限規定の新設と同時に行うことを予定していた監査役会の廃止についても、今回の第 3 号議案から削除することといたしました。

2. 訂正の内容

- (1) 第 3 号議案「定款一部変更の件」から、監査役会の廃止及び株式譲渡制限規定の新設に係る変更を削除します。
- (2) 上記削除に伴い、第 3 号議案の提案理由、変更内容及び定款新旧対照表を修正します。
- (3) 監査役会の廃止及び株式譲渡制限規定の新設については、株式併合の効力発生後、改めて開催する株主総会に付議する予定です。
- (4) すでに行使された議決権の取扱いについて

今回の一部訂正は、第 3 号議案の一部を取り下げるものであり、株主の皆様の不利益を与えるものではないことから、すでに当社に到着している議決権行使書（白票を含む）のうち、訂正前の第 3 号議案に対して「賛成」とされた議決権につきましては、訂正後の第 3 号議案に対する「賛成」の意思表示として取り扱わせていただきます。また、「反対」とされた議決権につきましては、訂正後の議案に対しても「反対」として取り扱わせていただきます。

3. 訂正後の資料

- 別紙 1 訂正後の第 3 号議案「定款一部変更の件」
- 別紙 2 第 3 号議案「定款一部変更の件」訂正内容

以上

第 3 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、上場廃止後の会社規模及び運営実態に合わせ、株主管理に関する規定の整備及び事業年度の変更等を行うため、定款の一部を変更するものであります。

(1) 発行可能株式総数の変更

株式併合に伴い、発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 単元株制度の廃止

株式併合に伴い、単元株制度を廃止いたします。

(3) 株主名簿管理人に関する規定の削除

株主名簿管理人への委託終了に伴い、関連規定を削除いたします。

(4) 電子提供措置に関する規定の廃止

株主総会資料の提供方法を見直し、書面による交付を基本とする運用へ移行するため、電子提供措置に関する規定を廃止いたします。

(5) 決算期（事業年度の末日）の変更

経営管理、予算管理及び決算業務の効率化を図るとともに、今後の事業運営体制に即した事業年度とするため、当社の事業年度を毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年から、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月末日までの 1 年といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

定款変更は、2026 年 7 月 22 日開催の本総会終結の時をもって効力を生じるものとする。

ただし、発行可能株式総数の変更、単元株制度の廃止に係る変更については、株式併合及び反対株主の株式買取請求手続との関係から、2026 年 8 月 25 日をもって効力を生じるものとする。

別紙 2

第 3 号議案「定款一部変更の件」訂正内容

訂正内容（修正箇所は、下線にて表示しております。）

（修正前）

1. 提案の理由

当社は上場廃止後の会社規模及び運営実態に合わせ、機関設計の見直し、株式譲渡制限規定の新設、株主管理に関する規定の整備等を行うため、定款の一部を変更するものであります。

(1) 監査役会の廃止

機関設計の簡素化のため、監査役会を廃止し、監査役設置会社へ移行いたします。なお、会計監査人は引き続き設置いたします。

(2) 発行可能株式総数の変更

株式併合に伴い、発行可能株式総数を変更いたします。

(3) 株式の譲渡制限の設定

上場廃止に伴い、安定的な株主構成を確保するため、当社の発行する全部の株式に譲渡制限を設定いたします。

(4) 単元株制度の廃止

株式併合に伴い、単元株制度を廃止いたします。

(5) 株主名簿管理人に関する規定の削除

株主名簿管理人への委託終了に伴い、関連規定を削除いたします。

(6) 電子提供措置に関する規定の廃止

株主総会資料の提供方法を見直し、書面による交付を基本とする運用へ移行するため、電子提供措置に関する規定を廃止いたします。

(7) 決算期（事業年度の末日）の変更

経営管理、予算管理及び決算業務の効率化を図るとともに、今後の事業運営体制に即した事業年度とするため、当社の事業年度を毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年から、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月末日までの 1 年といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

本定款変更は、2026 年 7 月 22 日開催の本総会終結の時をもって効力を生じるものとする。

ただし、監査役会の廃止、発行可能株式総数の変更、単元株制度の廃止及び株式譲渡制限規定の新設に係る変更については、株式併合及び反対株主の株式買取請求手続との関係から、2026 年 8 月 25 日をもって効力を生じるものとする。

(修正後)

1. 提案の理由

当社は、上場廃止後の会社規模及び運営実態に合わせ、株主管理に関する規定の整備等を行うため、定款の一部を変更するものであります。

(1) 発行可能株式総数の変更

株式併合に伴い、発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 単元株制度の廃止

株式併合に伴い、単元株制度を廃止いたします。

(3) 株主名簿管理人に関する規定の削除

株主名簿管理人への委託終了に伴い、関連規定を削除いたします。

(4) 電子提供措置に関する規定の廃止

株主総会資料の提供方法を見直し、書面による交付を基本とする運用へ移行するため、電子提供措置に関する規定を廃止いたします。

(5) 決算期（事業年度の末日）の変更

経営管理、予算管理及び決算業務の効率化を図るとともに、今後の事業運営体制に即した事業年度とするため、当社の事業年度を毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年から、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月末日までの 1 年といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

定款変更は、2026 年 7 月 22 日開催の本総会終結の時をもって効力を生じるものとする。

ただし、発行可能株式総数の変更、単元株制度の廃止に係る変更については、株式併合及び反対株主の株式買取請求手続との関係から、2026 年 8 月 25 日をもって効力を生じるものとする。

現行定款	変更案
6. 発行可能株式総数 当社の発行可能株式総数は、<u>4 2, 4 4 4, 5 1 6</u>株とする。 8. 単元株式数 当社の1単元の株式数は、1 0 0株とする。 9. 単元未満株式についての権利 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 10. 基準日 (1) 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 11. 株主名簿管理人 (1) 当社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 (3) 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。 12. 株式取扱規程 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 13. 招 集 当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。 14. 招集権者及び議長 (1) 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 (2) 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 15. 電子提供措置等 (1) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 (2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 16. ～44. (条文省略) 45. 事業年度 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする	6. 発行可能株式総数 当社の発行可能株式総数は、<u>4 2 4</u>株とする。 (削除) (削除) 8. 基準日 (1) 当社は、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 (削除) 9. 株式取扱規程 (現行どおり) 10. 招 集 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。 11. 招集権者及び議長 (現行どおり) (削除) 12. ～40. (現行どおり) 41. 事業年度 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月末日までの1年とする。

現行定款	変更案
46. 剰余金の配当の基準日 (1) 当会社は、株主総会の決議により、<u>毎年2月末日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当を行うことができる。 (2) 当会社は、取締役会の決議により、<u>毎年8月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。 (3) 前各号のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。 47. (条文省略) (新設)	42. 剰余金の配当の基準日 (1) 当会社は、株主総会の決議により、<u>毎年8月末日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当を行うことができる。 (2) 当会社は、取締役会の決議により、<u>毎年2月末日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。 (3) (現行どおり) 43. (現行どおり) 附 則 <u>(定款変更の効力発生日)</u> 1. 本定款変更は、2026年7月22日開催の臨時株主総会終結の時をもって効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、発行可能株式総数の変更、単元株制度の廃止に係る変更については、株式併合及び反対株主の株式買取請求手続との関係から、2026年8月25日をもって効力を生ずるものとする。 <u>(事業年度変更に伴う経過措置)</u> 3. 変更後第37条(事業年度)の規定にかかわらず、第32期事業年度は、2026年3月1日から2026年8月31日までの6か月間とする。 4. 本附則は、第32期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。

以上